

建設水道委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第2号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第7号） 第1条 第2項中 歳出 第8款 土木費 第2条 繰越明許費の補正 第8款 土木費 第11款 災害復旧費	原案可決

第2号議案「平成27年度長崎市一般会計補正予算第7号」については、まず、土木費において、国庫補助事業の内示減に伴う道路新設改良事業費などの減額補正が計上されました。

委員会では、

- ・社会資本整備総合交付金について
- ・国への要望額に対する内示率、
- ・減額対象となる事業の考え方についていただきました。

次に、土木費において、国の地方創生加速化交付金を活用し、観光客の主要な移動手段である路面電車の魅力向上を図り、利用者の満足度を高めるため、既存の車両の設計・改修などに対して補助を行う路面電車魅力向上費補助金が計上されました。

委員会では、

- ・デザイナーによる設計・改修とした経緯、
- ・観光客の安全性向上のために事業者へ補助を行う考え、
- ・路面電車を松が枝方面へ延伸する計画の有無についていただきました。

そのほか、土木費において、

- ・県道深堀三和線を市に移管する時期とその財源、
- ・斜面市街地再生事業について、即効性のある他の事業手法を含め、整備方針を見直す考え、
- ・長崎駅周辺土地区画整理事業について、平成28年度の国庫補助事業の内示の見通し

についていただきました。

その結果、一部委員から、新幹線については、多額の血税が注がれ、市民の負担増となるものであり認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・路面電車魅力向上費補助金に関連して、路面電車は、市民や観光客の利便性の向上につながることから、安全運行に向けても事業者と協議をしてほしい、
- ・国庫補助事業の内示減に伴い、本市の魅力向上につながる案件が減額補正となっているため、平成 28 年度は高い内示率となるよう努めてほしい、
- ・斜面市街地再生事業については、立地適正化計画を進める中で見直しを行い、車みち整備事業や空き家対策事業との連携を図りつつ、大局的にまちづくり事業を進めてほしいとの要望を付した賛成意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

第 5 号議案	平成27年度長崎市土地取得特別会計補正予算 (第 2 号)	原 案 可 決
---------	----------------------------------	---------

第 5 号議案「平成 27 年度長崎市土地取得特別会計補正予算第 2 号」については、今回の補正は、主に、交流拠点施設用地の暫定活用に伴い見込まれる収入を土地開発基金に積み立てようとするものです。

委員会では、

- ・駐車場としての整備が年度当初に済んでいる区域について、県庁舎新築工事従事者用駐車場としての貸付期間が 1 ヶ月のみである理由、
- ・同施設用地を取得するまでの経緯についてたすなど、内容検討の結果、一部委員から、市民の多額の税金による同施設用地の購入には反対という立場から賛成できないことを主な論拠とする反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

第10号議案	平成27年度長崎市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	原 案 可 決
--------	--------------------------------	---------

第 10 号議案「平成 27 年度長崎市水道事業会計補正予算第 2 号」については、今回の

補正は、企業職員の給与改定と新市立病院等建設工事における雨水渠損傷事故による、上下水道事業管理者の給料の５％減額措置に伴い、予算の補正を行おうとするものです。

委員会では、

- ・今回、上下水道事業管理者の給料を５％減額しているが、今後同様な事故があった際に一般職の職員にも減額措置が及ぶ可能性についてたすなど、内容検討の結果、
- ・同様な事故が発生しないよう、人員増を含めて、情報を確実に引き継いでいく体制を重視した市政運営を行ってほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第13号議案	平成28年度長崎市一般会計予算 第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第1項中 第6目のうち所管部分 第7目のうち所管部分 第14目のうち所管部分 第3項中 第2目 第4款 衛生費 第3項 第6款 農林水産業費 第1項中 第3目のうち所管部分 第4目のうち所管部分 第3項中 第2目のうち所管部分 第8款 土木費 第1項中 第1目のうち所管部分 第2目 第2項～第6項 第9款 消防費 第1項中 第5目 第11款 災害復旧費 第2項 第2条 債務負担行為 第6款 農林水産業費 第1項 第3目のうち所管部分 第3項 第2目のうち所管部分 第8款 土木費	原案可決
--------	--	------

第13号議案「平成28年度長崎市一般会計予算」については、まず、予算編成に当

たつての重点化方針については、各部局の重点的取り組みについて、

- ・出島復元整備事業の終了時期の考え方、
- ・都市部に予算が集中し、周辺部に配慮が欠けたような重点プロジェクトのあり方についていただきました。

次に、各款の審査については、まず、土木費において、斜面市街地で車が入ることのできない既存の市道を、車が入る「車みち」として整備するための車みち整備事業費が計上されました。

委員会では、

- ・同事業を斜面地の密集市街地だけではなく、周辺部も含めて取り組む考え、
- ・市道だけではなく、車みちの必要性がある里道においても整備を行うことへの見解についてただすなど、内容を検討しました。

次に、同じく土木費において、稲佐山山頂展望台へのアクセスを向上させ、団体観光客等の利便性向上を図るため、稲佐山公園のスロープカー整備などを行うための公園施設整備事業費が計上されました。

委員会では、

- ・安全管理体制と維持管理費についての考え方、
- ・機材の汎用性や業者選定の方法についてただすなど、内容を検討しました。

次に、同じく土木費において、浦上駅に仮設エレベーター工事等を行うための J R 長崎本線連続立体交差事業費が計上されました。

委員会では、

- ・仮設エレベーターの設置が遅れていることに対する見解、
- ・障害者に配慮し、高架ではなく、原爆病院側から平面移動で駅構内へ入れるように対応する考えについてただすなど、内容を検討しました。

そのほか、土木費におきましては、

- ・地籍調査を実施している土地の情報の部局間における共有状況、
- ・民間所有の崖が崩れる前の防災対策の現状、
- ・国道 499 号の迂回路となる（仮称）土井首町磯道町線先線の計画内容、
- ・まちなかにおける町家の保全について、助成対象区域外に残る町家の保全に向けた区域拡大への見解、

- ・新幹線駅舎建設におけるＪＲ九州の費用負担のあり方、
- ・浦上駅において、車椅子利用者の階段昇降時に人的介助サービスを開始することについての周知方法、
- ・（仮称）大村湾横断浮橋架橋検討調査費について、関係機関との協議の進捗状況、
- ・コミュニティバス運行費について、地元の要望が強い地区を経由した運行の可能性、
- ・東長崎平間・東地区の土地区画整理事業において、一部の地権者の合意が得られない理由、
- ・職員の不注意が原因で新地町地内の雨水渠を損傷させたことにより、一般会計から６千万円を下水道事業会計に繰り出すことへの見解、
- ・塩町団地の新築棟の戸数が、現在の入戸数よりも多い理由 について

ただすなど、内容を検討しました。

その結果、一部委員から、

- ・新幹線については、市民合意が得られず、多額の税金が投入されることから、新幹線を前提とした予算は認められないこと、
- ・土地区画整理事業費については、東長崎平間・東地区において、住民合意が得られていないこと、
- ・長崎県道路協会負担金など、天下りの温床につながる負担金については廃止を求めていること、
- ・人口減少を理由に市営住宅を減らしていくのではなく、定住人口をふやす観点から、若者が安心して住めるようふやしていくべきであること などを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・国からの国庫補助金の内示減に伴い、予算が大幅に削減されることがないように、国の動向を的確に把握し、事業費の確保に努めてほしい、
- ・重点的施策による事業等については、常に効果を検証し、効果的な推進に努めてほしい、
- ・地籍調査については、関係部局間で連携し、一定の成果が上がるように努めてほしい、
- ・地域防災計画で避難所として位置付ける建築物については、耐震診断や改修工事を迅速に進めてほしい、
- ・道路の整備改善は、交通の円滑化等に寄与するものであるため、完成目標を念頭に置

き、遅れることなく推進してほしい、

・車みち整備事業については、地域住民の期待が大きいため、実績を積み上げ、事業区域の拡大も含めて、さまざまな事例に対応できる施策となるよう検討してほしい、

・（仮称）大村湾横断浮橋架橋検討調査費については、県や近隣市、関係機関等と連携し、事業化に向けた取り組みを進めてほしい、

・都市計画マスタープラン改訂や長崎駅周辺エリアデザイン検討などの事業については、成果が上がるような計画作成や検討を行ってほしい、

・良質なインフラを維持するために、インフラ総点検を行う長寿命化計画等による事業を拡充してほしい、

・市民の血税である一般財源を雨水渠の復旧工事費用に充てることは認め難いが、和解が調っていることや新市立病院の早期完成、過去の経緯を考慮すると認めざるを得ないため、関係部局においては、事の重大さを肝に命じ、二度と同じ過ちを繰り返すことがないように、未だに設置されていない情報共有体制などの早急な構築に努めるとともに、経営努力を徹底し、アセットマネジメントによる上下水道局の資産の活用など、料金収入以外の増収に努めてほしい

などの要望を付した賛成意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

第16号議案	平成28年度長崎市土地取得特別会計予算	原 案 可 決
--------	---------------------	---------

第 16 号議案「平成 28 年度長崎市土地取得特別会計予算」については、内容検討の結果、第 5 号議案と同趣旨の反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

第18号議案	平成28年度長崎市駐車場事業特別会計予算	原 案 可 決
--------	----------------------	---------

第 18 号議案「平成 28 年度長崎市駐車場事業特別会計予算」については、

- ・指定管理者による運営のメリット、
- ・桜町駐車場の新たな出入り口を検討した経緯、

・松が枝町駐車場に新たに設置する歩行者用通路の開放時間、

・茂里町地下駐車場の収支を黒字化するために、早期改修を行う考えについてただすなど、内容検討の結果、

一部委員から、

・指定管理者による運営とすることには反対という立場から賛成できないことを主な論拠とする反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

第26号議案	平成28年度長崎市水道事業会計予算	原 案 可 決
--------	-------------------	---------

第 26 号議案「平成 28 年度長崎市水道事業会計予算」については、

・水道施設統合整備事業により、合併地区の水道事業等を手熊浄水場と三重浄水場に統合した場合において、不測の事態が生じた際の対応のあり方、

・浄水場の状況を一元管理できるシステムの有無、

・総合支所の設置に伴う水道事業のあり方、

・神浦ダムの上流にある三方山からの水銀の検出状況についてただすなど、内容検討の結果、

一部委員から、

・全国的に高い水道料金設定となっている背景には、独立採算制があり、根本的な検討が必要であること、

・合併地区の水道を統合することについては反対であることを主な論拠とする反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

第27号議案	平成28年度長崎市下水道事業会計予算	原 案 可 決
--------	--------------------	---------

第27号議案「平成28年度長崎市下水道事業会計予算」については、

・中部下水処理場について、廃止に向けた進捗状況と跡地活用の検討開始時期、

・私道における下水道の整備状況、

・事務職員と技術職員の比率と技術職員を増員する考えについてただすなど、内容検討

の結果、
一部委員から、

- ・下水道使用料については、施設の維持管理費程度とするのが妥当だと考えるため、認められないことを主な論拠とする反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

第63号議案	工事の請負契約の締結について (大園団地（3期）公営住宅新築主体工事)	原 案 可 決
--------	--	---------

第 63 号議案「工事の請負契約の締結について」は、大園団地（3期）公営住宅新築主体工事の請負契約を締結しようとするものです。

委員会では、

- ・建て替えに伴い、既存の市営住宅から新築する市営住宅へ住みかえた場合の家賃変動額、
- ・管理組合の有無にかかわらず、排水管の洗管など管理上必要な経費を市が徴収する考えについてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第74号議案	和解について（雨水渠損傷事件）	原 案 可 決
--------	-----------------	---------

第 74 号議案「和解について」は、新地町地内において雨水渠が損傷した事件について、関係者間で費用負担の協議が調ったため、和解しようとするものです。

委員会では、

- ・今回、一般会計から下水道事業会計に6千万円が繰り出されることから、上下水道局の経営努力により補填する考えについてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第12号議案	平成27年度長崎市下水道事業会計補正予算 (第3号)	原 案 可 決
第22号議案	平成28年度長崎市生活排水事業特別会計予算	原 案 可 決

第43号議案	長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第44号議案	長崎市営住宅条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第62号議案	市道路線の認定及び廃止について (認定10件、廃止 2 件)	原 案 可 決
第64号議案	工事の請負契約の一部変更について (市道江保崎線(琴海大橋)既設下部撤去及び 新橋下部工事)	原 案 可 決
第65号議案	工事の施行協定の一部変更について (市道大橋町赤迫1号線道路改良事業に係る 立体交差新設工事)	原 案 可 決
第69号議案	長崎市手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決

以上8件については、いずれも異議なく原案を可決すべきものと決定しました。